

# 在外山口県人会向けPR動画制作業務委託仕様書

## 1 委託業務名

在外山口県人会向けPR動画制作業務

## 2 目的

山口県（以下「県」という。）の海外での大切なパートナーであり、交流拠点でもある在外山口県人会（以下「県人会」という。）のうち、海外移住の歴史を背景とする県人会に所属する若者（主に10代から30代）を対象として、山口県の歴史（移住の歴史を主とする。）や文化、観光などの魅力をPRするための動画を制作し、発信することにより、県人会の若者の「ふるさと山口」への母県意識の醸成を図る。

## 3 業務期間

契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで

## 4 コンセプト

視聴者となる県人会の若者が、「ふるさと山口」を感じられるよう、移住の歴史を踏まえた内容を基礎とし、県内の名所を巡る「旅行仕立て」とすることを基本とする。県では、令和10年度（2028年）に、「在外山口県人会世界大会」を開催する予定としており、動画を見た視聴者が、「山口県に行ってみたい」といった印象付ける内容と構成とすること。

## 5 業務内容

受託者は、本業務の目的やコンセプト、県が有する様々な魅力を理解し、動画の制作に係る全ての業務を行うものとする。

### （1）企画・構成

- プロポーザルでの提案内容を基に、県と協議を行い、内容を最終的に決定する。
- 決定した内容を基に、動画の構成等を作成する。

### （2）撮影

- 企画構成に基づき、動画制作に必要な映像の撮影を行う。
- 撮影箇所について、受託者との協議を踏まえ、県が撮影箇所を指定する場合がある。また、次の内容は、委託業務に含むものとする。

(受託者の負担)

- ①資料・素材の収集
  - ②撮影や編集等に係る肖像権や著作権に関する必要な全ての手続き
  - ③出演者、協力者、撮影地への交渉・許可
  - ④使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担
- 必要に応じ、既存の映像・画像等の使用を認める。

### (3) 編集

- 撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。
- 編集に当たっては、英語字幕を入れること。  
なお、翻訳については、県において行うことを想定している。
- 動画の完成までに、県による内容確認及び修正指示の機会を複数回設ける。

### (4) 再生時間・規格等

- 動画の再生時間は25～30分程度とする。
- 動画の企画について、画面縦横比は16：9とし、解像度はフルハイビジョン（1920×1080ピクセル）以上とする。
- 「在外山口県人会世界大会」が開催される予定である、令和10年度（2028年）までは使用可能な動画とすること。

### (5) 成果物の納品

- 成果物は、次のとおりとする。
  - ①DVD-ROM 5枚（タイトルラベル付き）  
※ 一般的な家庭用プレイヤーでの再生、及びDVDドライブ付PCでの複製が可能なデータ形式とすること。
  - ②Blu-rayディスク 5枚（タイトルラベル付き）  
※ 一般的な家庭用プレイヤーでの再生、及びDVDドライブ付PCでの複製が可能なデータ形式とすること。
  - ③MP4形式の動画データ

- 成果物の納品は、次のとおりとする。
  - ・納品場所：山口県観光スポーツ文化部 国際課
  - ・納品期限：令和7年1月17日（金）

### (6) 成果物の不備

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果物に不備が発見された場合は、県の指示により、受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

## 6 データの保護

### (1) 秘密保持

受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、また、県が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。

### (2) 第三者提供の禁止

受託者は、事前に承諾した場合を除き、この業務において知り得た内容を第三者に提供してはならない。

### (3) 複写・複製の禁止

受託者は、業務を処理するため、県から提供された資料等を県の許諾なく複写または複製してはならない。

### (4) 記録媒体上の情報の消去

受託者は、業務を遂行するに当たり、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時に全て消去すること。契約解除の場合においても同様とする。

## 7 著作権等の取扱い

(1) 著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）をはじめ、本業務の成果物における一切の権利は、委託者である県に帰属する。

(2) 映像や画像の差し替えが必要な場合は、県が映像や画像の差し替え等の編集を行えるなど、二次利用可能な権利関係となるよう調整すること。

(3) 成果物に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。

(4) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

## 8 その他

(1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。

(2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義等が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定することとする。